優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十一年八月五日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却、特定資産に係る配当金又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額（以下「優先出資消却原資」という。）を原資として、計画期間中に、優先出資社員に元本の全部又は一部を償還することを目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資消却原資の範囲内で、取締役が五万円の整数倍で優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資消却原資が生じた場合で、取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

金一億六千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類は全ての種類の優先出資とする。口数は三千二百口とする。

六、消却の方法

①、消却の方法は、各優先出資社員が有する優先出資の口数の割合に応じて割り当てる方法による。②、①にかかわらず、全ての優先出資を Crane（Crane Investment Holdings Pte. Ltd. をいう。以下、同じ。）、Tortoise（Tortoise Kanda合同会社をいう。以下、同じ。）及び三菱ＵＦＪ信託銀行（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社をいう。以下同じ。）が保有する場合においては、Craneが有する優先出資については、消却する優先出資の総口数に0.49を乗じた算出した口数（一口未満の端数は切り上げるものとする。）を割り当て、三菱ＵＦＪ信託銀行が有する優先出資については、当会社の発行済み未消却の特定出資及び優先出資の総口数に対する三菱ＵＦＪ信託銀行が有する優先出資の口数の割合を、消却する優先出資の総口数に乗じた口数を割り当て、Tortoiseにその残余を割り当てる方法による。なお、この計算によりTortoise に割り当てられる消却口数が、Tortoiseが現に保有する優先出資の口数を上回る場合は、Tortoiseが現に保有する優先出資の口数全口を消却するものとし、その残余はCraneに割り当てるものとする。③、①にかかわらず、全ての優先出資をCrane及び三菱ＵＦＪ信託銀行が保有する場合においては、消却する優先出資のうち、三菱ＵＦＪ信託銀行が有する優先出資に対して当会社の発行済み未消却の特定出資及び優先出資の総口数に対する三菱ＵＦＪ信託銀行が有する優先出資の口数の割合を、消却する優先出資の総口数に乗じた口数を割り当て、Craneにその残余を割り当てる方法による。④、①にかかわらず、全ての優先出資を三菱ＵＦＪ信託銀行が保有する場合においては、簡易減資消却を行わない。

七、消却に要する金額

金一億六千万円

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての種類の優先出資とする。

平成二十一年七月二十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Rabbit Kanda特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十一年八月五日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却、特定資産に係る配当金又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額（但し、当社の発行する特定社債（以下「本特定社債」という。）に係る債務の存続期間中はリリース口座内の資金に限るものとする。以下「優先出資消却原資」という。）を原資として、計画期間中に、優先出資社員に元本の全部又は一部を償還することを目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資消却原資の範囲内で、取締役が五万円の整数倍で優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。また、本特定社債の全額の償還及び支払が完了するまでは、①優先出資に対する配当その他の利益処分に対応する事業年度内のいずれかのＤＳＣＲ基準日におけるＤＳＣＲ値がＤＳＣＲ基準値未満である場合（ただし、次回のＤＳＣＲ基準日におけるＤＳＣＲ値がＤＳＣＲ基準値以上となることが確実であると全特定社債権者が認めた場合、前回のＤＳＣＲ基準日が属する事業年度内のＤＳＣＲ基準日におけるＤＳＣＲ値はＤＳＣＲ基準値未満とならなかったものとみなす。）、②優先出資に対する配当その他の利益処分に対応する事業年度内のＬＴＶ基準日におけるＬＴＶ値が八十％を超える場合（ただし、次回のＬＴＶ基準日におけるＬＴＶ値が八十％以下となることが確実であると全特定社債権者が認めた場合、前回のＬＴＶ基準日が属する事業年度内において、当該ＬＴＶ基準日におけるＬＴＶ値はＬＴＶ基準値を超えなかったものとみなす。）、③本特定資産関連契約または本特定社債関連契約上の債務不履行事由、契約解除事由、契約取消事由もしくは期限の利益喪失事由（当該契約に定められる債務に係る本来の履行期日の経過以外の時間の経過もしくは通知またはその双方により当該事由となるものを含む。）が発生し、継続する場合、④平成二十六年四月末日（当該日が営業日にあたらないときは翌営業日とし、翌営業日が翌月となる場合にはその前営業日にこれを繰り上げる。）を経過した場合及び⑤本不動産のテナントであるコスモ証券株式会社又はその承継人が退去した場合のいずれかに該当する場合には、全特定社債権者の事前の書面による承諾がなければ、優先資本金の減少を行うことはできない。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資消却原資が生じた場合で、取締役が適切と認める時期に行う。

四、減少する優先資本金の額

金一億二千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類は全ての種類の優先出資とする。口数は二千四百口とする。

六、消却の方法

消却の方法は、各優先出資社員が有する優先出資の口数の割合に応じて割り当てる方法による。

七、消却に要する金額

金一億二千万円

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての種類の優先出資とする。

平成二十一年七月二十一日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Rabbit Otemachi特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億四千三百五十八万三千四百円減少し金百四十一万六千六百円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十一年八月二十三日であり、社員総会の決議は、平成二十一年七月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十年十二月十七日付官報の号外第二七六号一二五頁に掲載されています。

平成二十一年七月二十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　クレア・シックス特定目的会社

取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十一年七月九日（号外第一四五号）掲載の第二十一期決算公告（枠組）中、貸借対照表の要旨に「任意積立金」とあるは「修繕積立金」の、「当期未処分利益」とあるは「繰越利益剰余金」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

平成二十一年七月二十一日

東京都八王子市南大沢二丁目二番地

株式会社多摩ニュータウン開発センター

代表取締役　高津　**滿**好

訂正公告

平成二十一年七月九日（号外第一四五号）掲載の第二十八期決算公告（枠組）中、（うち当期純損失）の金額「（△349）」とあるは「（349）」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月二十一日

静岡市葵区黒金町五六番地

静岡ターミナルホテル株式会社

代表取締役社長　可知　照生

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十七日付特第一五号ニ
日付政府調達第一三一号一

ページ●同月二十一日付第一五二号一二八ページ●同

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）